

## 日本比較文化学会関東支部会則

### 1. 名称

本支部は「日本比較文化学会関東支部」と称する。

### 2. 所在地

本支部の所在地及び事務局を事務局長の勤務地に置く。事務局長は勤務地を変更したときは、本学会のホームページに新たな勤務地を掲載するほか、必要に応じて支部会員に対して文書または電子メール等により案内する。

### 3. 目的

本支部は、「日本比較文化学会」の支部として、諸文化の比較研究を促進し、学術の発展、文化の交流に資すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 4. 事業

本支部は上記の目的を遂行するために次の事業を行う。

- イ. 支部総会
- ロ. 支部例会（研究発表会）
- ハ. 会員の個人研究または共同研究の促進・援助
- ニ. 支部会報（ニューズレター）の発行
- ホ. 会員名簿の作成
- ヘ. その他

### 5. 組織

#### イ. 会員

本支部は本支部の目的に賛同する日本比較文化学会に所属する会員からなる。本支部の会員になろうとする者は、【日本比較文化学会入会申込書・会員情報変更届】の所属希望支部に記入して日本比較文化学会に提出しなければならない。

会員は、7. 会費に定める会費を毎年5月31日までに支払わなければならない。ただし、日本比較文化学会が本部会費の支払期日を別に指定した場合は当該期日とする。

会員は、本支部を退会しようとするときは、事務局に対して書面で申し出ると共に【日本比較文化学会入会申込書・会員情報変更届】の所属希望支部に記入して日本比較文化学会に提出するものとする。

会員は、本支部が行う事業に参加することができる。ただし、本支部または他支部と合同により実施する4. 事業ロ. に発表できる会員は、7. 会費に定める会費を滞納なく支払った会員のみとする。

## ロ. 役員

本支部には次の役員を置く。役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

支部長 1名

副支部長 若干名

事務局長（会計担当、ゆうちょダイレクト口座代表）1名

編集委員会責任者 1名

## ハ. 支部長

支部長は、本支部を代表する。支部長は、4. に掲げる事業の企画・運営等の執行する権限を有し、責任者として支部運営を統括する。支部長は、役員会において候補者を選出して、総会において選任する。

## ニ. 副支部長

副支部長は、支部長を補佐する。

## ホ. 事務局長

支部長・副支部長と共に本支部の活動の基盤となる活動の運営・会員管理・会費の徴収・財務管理等を担う。事務局長は、会計担当者として、財産管理のため金融機関が提供する預貯金口座（インターネットバンキング等含む）に設定する代表者となる。

## ヘ. 編集委員会責任者

学会誌『比較文化研究』の編集ならびに発行を行う。本目的を達成するため、若干名、編集委員会補助者を置くことができる。編集委員会補助者は編集委員責任者を補佐し、編集補助ならびに査読者の推薦などの業務を行う。

## ト. ハラスメント相談員

ハラスメント相談員は、日本比較文化学会「ハラスメント防止のためのガイドライン」に規定する役割を担う。

## チ. 監事

本支部に監事を置く。監事は2名以内とする。監事は、会計監査のほか支部の学会活動が円滑に実施されているか否かを監査する役割を担う。

## 6. 機関

### イ. 支部総会

支部総会は、本支部の最高決議機関として、毎年1回以上、原則3月に支部例会と同時に開催する。支部長が必要と認めるとき、役員または会員過半数の要望があるときは、臨時総会を開催することができる。

支部総会の構成員は、5.組織イ.会員に定める会員とする。

支部総会においては、(1)5.組織ロ.役員に定める役員の選出及び選任、(2)当年度の決算及び次年度の予算及び活動計画、(3)その他重要事項を審議決定すると共に、(4)決算は監事による会計監査の下に承認する。総会の議事は、議長を除く出席会員の過半数（委任状を含む）で決し、可否同数の場合は議長が決する。

#### ロ.役員会

必要に応じて支部長が召集し、会務全般の執行について協議、意思決定する役員会を設置する。

### 7.会費

本支部の会費は年額1,000円とする。会員は会費を2年分滞納したときには、会員資格を喪失するものとする。

年度内の休会および退会については、当該年度分の会費を納入済みでなければならない。

事務局長は、会費を帳簿に記帳して月次に納入状況をまとめ、支出については支出記録をまとめ、総会に決算として報告する。

### 8.会計年度

本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 9.会則の変更

本支部会則の変更は、支部総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

#### 付則

本支部の設立年月日は1986年4月1日である。

本支部会則は、2006年4月15日より施行する。

本支部会則は、2012年6月10日より施行する。

本支部会則は、2015年4月1日より施行する。

本支部会則は、2022年4月1日より施行する。

本支部会則は、2023年3月20日より施行する。

本支部会則は、2024年4月1日より施行する。

本支部会則は、2024年10月12日より施行する。

本支部会則は、2025年12月20日より施行する。

本支部会則は、2026年3月16日より施行する。

本支部の所在地を、2024年4月1日より事務局長の勤務地である〒500-8288 岐阜県岐阜市中鶉1-38 岐阜聖徳学園大学経済情報学部 長田元研究室に置く。(代表 Tel 058-278-0711)